

# 契約書別紙兼重要事項説明書

あなた(又はあなたの家族)が利用しようと考えている指定訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。  
わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

## 1. 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	株式会社D.pods
主たる事務所の所在地	〒154-0011 東京都世田谷区上馬1-33-16 小川ハイツ301
代表者(職名・氏名)	代表取締役 中村 大地
設立年月日	2025年3月10日
電話番号	03-6450-7608

## 2. 事業所の概要

ご利用事業所の名称	@コレモ訪問看護
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護
事業所の所在地	〒154-0011 東京都世田谷区上馬1-33-16 小川ハイツ301
電話番号	03-4218-6953
指定年月日・事業所番号	2026年2月1日指定
管理者の氏名	畠山 来美
通常の事業の実施地域	世田谷区

## 3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス又は介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

## 4. 提供するサービスの内容

訪問看護又は介護予防訪問看護は、病状が安定期にある利用者について、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「訪問看護職員」といいます。)が、そのお宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うことにより、利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図るサービスです。

## 5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで(祝日含む) ただし、年末年始(12月31日から1月3日)及び(5月3日から5月5日)を除きます。
営業時間	9時から18時まで

## 6. 事業所の職体制

従業者の職種	勤務の形態・人数	従業者の職種	勤務の形態・人数
看護師	常勤 1人、非常勤 4人	理学療法士	常勤 0人、非常勤 1人
准看護師	常勤 0人、非常勤 0人	作業療法士	常勤 0人、非常勤 0人

保健師	常勤 0人、非常勤 0人	言語聴覚士	常勤 0人、非常勤 0人
-----	--------------	-------	--------------

## 7. サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の管理責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

管理責任者の氏名	管理者 畠山 来美
----------	-----------

## 8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割(一定以上の所得のある方は2割又は3割)の額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

### (1) 訪問看護の利用料

【基本利用料】 地域区分単価 1単位 = 11.40円(1級地)

<保健師、看護師が行う訪問看護>

1回当たりの所要時間	単位数		費用額 (10割) ※(注1)	利用者負担金 ※(注2)参照		
	8時～18時内			1割	2割	3割
20分未満	要支援	303単位	3,454円	346円	691円	1,037円
	要介護	314単位	3,579円	358円	716円	1,074円
30分未満	要支援	451単位	5,141円	515円	1,029円	1,543円
	要介護	471単位	5,369円	537円	1,074円	1,611円
30分以上1時間未満	要支援	794単位	9,051円	906円	1,811円	2,716円
	要介護	823単位	9,382円	939円	1,877円	2,815円
1時間以上1時間30分未満	要支援	1,090単位	12,426円	1,243円	2,486円	3,728円
	要介護	1,128単位	12,859円	1,286円	2,572円	3,858円

・20分未満のサービスは、緊急時訪問看護加算の届出をしている事業所であって、別に20分以上のサービスが週1回以上計画されている場合のみ適用となります。

・准看護師による訪問の場合、上記金額の90%となります。

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が行う訪問看護>

1回当たりの所要時間	単位数		費用額 (10割) ※(注1)	利用者負担金 ※(注2)参照		
	8時～18時内			1割	2割	3割
20分1回につき	要支援	284単位	3,237円	324円	646円	968円
	要介護	294単位	3,351円	336円	668円	1,002円

・理学療法士等が行うサービスは、40分以上で2回分、60分以上で3回分の算定となります。また、1日に合計3回以上算定する場合、該当日のサービス料金はすべての回数が、要介護は上記の90%、要支援は50%となります。週6回を限度として算定します。

・下記項目のいずれかに該当する場合は、1回につき8単位減産します。

当事業所での前年度の理学療法士等による訪問回数が看護師による訪問回数を超過している。

当事業所が緊急時訪問看護加算、特別管理加算、看護体制強化加算のいずれも算定していない。

・要支援については、理学療法士等によるサービスを利用開始した月から12か月を超えて同様のサービスを行う場合は、1回につき5単位減算します。ただし、上記減算に該当する場合は1回につき15単位減算します。

※理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問は、看護師の代わりとしての訪問という位置づけです。リハビリテーションを中心とした訪問であっても、ご利用者様の状態変化等に合わせた定期的な看護師による訪問が必要です。

※割増料金について

通常の8時～18時以外での時間帯でサービス提供する場合は上記料金の割増があります。

早朝(6時～8時)、夜間(18時～22時)...+25%

深夜(22時～翌6時)...+50%

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

### 【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

該当	加算項目	単位数	費用額 (10割) ※(注1)	利用者負担金 ※(注2)参照		
				1割	2割	3割
	緊急時訪問看護加算(Ⅰ) (月1回)	600単位	6,840円	684円	1,368円	2,052円
	緊急時訪問看護加算(Ⅱ) (月1回)	574単位	6,543円	655円	1,309円	1,963円
	特別管理加算(Ⅰ) (月1回)	500単位	5,700円	570円	1,140円	1,710円
	特別管理加算(Ⅱ) (月1回)	250単位	2,850円	285円	570円	855円
	初回加算(Ⅰ) 新規利用時、退院・退所した日に訪問看護を行った場合 *新規は2か月間利用なく再開、要介護⇄要支援の変更を含む	350単位	3,990円	399円	798円	1,197円
	初回加算(Ⅱ) 新規利用時、退院・退所した翌日以降に訪問看護を行った場合 *新規は2か月間利用なく再開、要介護⇄要支援の変更を含む	300単位	3,420円	342円	684円	1,026円
	ターミナルケア加算 (適応時)要介護のみ	2,500単位	28,500円	2,850円	5,700円	8,550円
	退院時共同指導加算	600単位	6,840円	684円	1,368円	2,052円
	長時間訪問看護加算	300単位	3,420円	342円	684円	1,026円
	複数名訪問加算(Ⅰ) 30分未満(1回につき)看護師2名で訪問 30分以上(1回につき)看護師2名で訪問	254単位 402単位	2,895円 4,582円	290円 459円	579円 917円	869円 1,375円
	複数名訪問加算(Ⅱ) 30分未満(1回につき)看護師、看護補助者での訪問 30分以上(1回につき)看護師、看護補助者での訪問	201単位 317単位	2,291円 3,613円	230円 362円	459円 723円	688円 1,084円
	看護・介護職員連携強化加算	250単位	2,850円	285円	570円	855円
	口腔連携強化加算	50単位	570円	57円	114円	171円

### 【減算】

- ・当事業所が虐待防止のための措置を講じていない場合は、高齢者虐待防止未実施減算として、所定単位数の1%を減算します。
- ・当事業所が業務継続計画を策定していない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の1%を減算します。

※ 初回加算は新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し、訪問看護を提供した場合に加算します。また退院時共同指導加算を算定する場合は算定しません。

※ 退院時共同指導加算は入院若しくは入所中の者が退院又は退所するに当たり、主治医その他の従

業者と共同し、在宅での療養上必要な指導を行い、その後サービスを行った場合に加算します。また初回加算を算定する場合は算定しません。

- ※ 長時間訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が90分を超える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費(60分以上90分未満)に加算します。
- ※ 緊急時訪問看護加算は、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して24時間連絡できる体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある場合に加算します。
- ※ 特別管理加算は、指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者に限ります。特別管理加算(Ⅰ)は①に、特別管理加算(Ⅱ)は②～⑤に該当する利用者に対して指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。
  - ①在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理又は在宅強心剤持続投与指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者
  - ②在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態にある者
  - ③人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者
  - ④真皮を超える褥瘡の状態にある者
  - ⑤点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態
- ※ ターミナルケア加算は、在宅で死亡された利用者に対して、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日(末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものは1日)以上ターミナルケアを行った場合(ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡された場合を含む。)は、死亡月に加算します。
- ※ 看護・介護職員連携強化加算はたん吸引等を行う訪問介護事業所と連携し、利用者に係る計画の作成の支援等を行った場合に加算します。
- ※ 口腔連携強化加算は、事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、加算します。
- ※ 高齢者虐待防止措置未実施減算は、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることが講じられていない場合に、所定単位数の1%を減算します。
- ※ 業務継続計画未策定減算は、業務継続の取り組みとして、以下の基準にいずれにも適合していない場合に所定単位数の1%を減算します。
- ※ 主治医(介護老人保健施設及び介護医療院の医師を除く)から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から14日間に限って、別途医療保険による提供となります。

## (2) キャンセル料

サービス利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記キャンセル料を請求いたします。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日※営業時間内の場合	キャンセル料は不要です。
利用予定日の当日のご連絡及びご連絡のない場合	1提供あたりの料金の10割分を請求いたします。

(注)利用予定日の前々日までのキャンセルの場合は、キャンセル料不要です。

## (3) 保険適用外(自費料金)

## 死後処置料(エンゼルケア) 22,000円

### 支払い方法

上記(1)から(3)までの利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

支払い方法	支払い要件等
指定口座より自動振替	サービスを利用した月の翌月26日(祝休日の場合は直前の平日)に、あなたが指定する下記の口座より引き落とします。
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月末日(祝休日の場合は直前の平日)までに、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。※振込手数料はお客様負担となります。
現金払い	サービスを利用した月の翌月末日(休業日の場合は直前の営業日)までに、現金でお支払いください。

※お支払いを確認しましたら、領収書をお渡しますので、必ず保管されますようお願いいたします。(医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。)

※利用料、利用者負担額及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払期日から2か月以上遅延し、さらに支払いの督促から10日以内に支払いがない場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

### (5) 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

① 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者・畠山 来美
-------------	-----------

② 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています。

③ 虐待防止のための指針の整備をしています。

④ 従業員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

### (6) 身体的拘束等について

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の①～③の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、5年間保存します。また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

① 切迫性……直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。

② 非代替性……身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。

③ 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

### (7) 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>①利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>②個人情報の保護について</p>	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。</p> <p>② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるもの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)</p>

**(8)事故発生時の対応方法について**

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。  
 なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

損害賠償責任保険	保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
	補償の概要	訪問看護事業者賠償責任保険

**(9)身分証携行義務**

訪問看護職員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

**(10)記録の整備**

指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する記録を整備し、サービス提供を開始した日から5年間保存します。

**(11)衛生管理等**

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

(12)業務継続計画の策定等について

- ①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ②従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(13)サービス提供に関する相談、苦情について

①苦情処理の体制及び手順

ア 提供した指定居宅介護支援に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

- ・苦情発生時は、本人・家族及び関係職員から速やかに事実確認を行う
- ・管理者へ報告し、必要に応じて職員全体で検討する
- ・翌日までに謝罪・改善など具体的対応を実施する
- ・解決困難な場合は、保険者等へ相談し助言を得る
- ・内容を記録・共有し、マニュアル整備や研修により再発防止を図る
- ・事故発生時は、関係機関と連携し迅速に対応する

② 苦情申立の窓口

事業所	@コレモ訪問看護 管理者 畠山 来美	電話番号:03-4218-6953 FAX番号:03-6450-7609 受付時間:月～金曜日 9:00～18:00 (但し、祝日及び12月31日～1月3日、5月3日～5月5日 までを除く)
世田谷区 保健福祉サービス苦情審査会事務局		電話番号:03-5432-2605 FAX番号:03-5432-3017
東京都国民健康保険団体連合会		電話番号:03-6238-0177

重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
---------------	----------

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者	所在地	東京都世田谷区上馬1-33-16-301
	法人名	株式会社D.pods
	代表者名	代表取締役 中村 大地

事業所名	@コレモ訪問看護
管理者名	畠山 来美
説明者名	中村 大地

事業者から上記内容の説明を受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者	住 所	
	氏 名	

代理人・代筆者 ※代筆でない場合は 記入不要	住 所	
	氏 名	続柄